

東浦町児童クラブ加入基準

○対象児童

児童と同居する父、母、祖父及び祖母（これらの者のうち 75 歳以上の者を除く。以下「同居の保護者等」という。）の次表に定める就労状況等に応じた点数が、いずれも 1 年生は 5 点以上、2 年生は 6 点以上、3 年生以上は 7 点以上である児童を加入対象者とする。

(注)

- 1 別棟・二世帯住宅については、玄関・トイレ・台所・風呂・住民票・生計（光熱費等の支払い）等がすべて別の場合は別居として扱う。
- 2 「学校休業日等」は、学校休業日、始業式の日、終業式の日及び 4 月 1 日から 4 月 30 日まで（1 年生は 4 月 1 日から 5 月 31 日まで）とする。
- 3 「中心者」とは、自己で事業を営み、かつ、当該事業を積極的に行う者をいう。
- 4 「専従者」とは、中心者に雇用され、かつ、労働の対価として専従者給与の支給を受けている者をいう。

区 分		形 態	点 数	確認書類
被雇用		7 時間以上/日・20 日以上/月	10	就労証明書
		5 時間以上/日・20 日以上/月 ※育児のための短時間勤務制度を受けている場合	9	
		6 時間以上/日・20 日以上/月・終業午後 4 時以降	9	
		6 時間以上/日・15 日以上/月・終業午後 3 時以降 (学校休業日等は、終業午後 2 時以降)	8	
		4 時間以上/日・12 日以上/月・終業午後 3 時以降 (学校休業日等は、終業午後 2 時以降)	7	
		4 時間以上/日・15 日以上/月・終業午後 2 時以降 (学校休業日等は、終業正午以降)	6	
		4 時間以上/日・12 日以上/月・終業午後 2 時以降 (学校休業日等は、終業正午以降)	5	
自 営 ※ 農 業 含 む	中心者	7 時間以上/日・20 日以上/月	10	就労証明書 源泉徴収票 の写し、確定 申告書の写 し等
		6 時間以上/日・20 日以上/月	9	
	専従者	6 時間以上/日・20 日以上/月・終業午後 4 時以降	9	
		6 時間以上/日・20 日以上/月・終業午後 3 時以降 (学校休業日等は、終業午後 2 時以降)	8	
		6 時間以上/日・15 日以上/月・終業午後 3 時以降 (学校休業日等は、終業午後 2 時以降)	7	
		5 時間以上/日・15 日以上/月・終業午後 2 時以降 (学校休業日等は、終業正午以降)	6	
		4 時間以上/日・12 日以上/月・終業午後 2 時以降 (学校休業日等は、終業正午以降)	5	

出産		出産の場合（予定月の１か月前の初日から出産月後２か月の月末までの期間）		7	申立書 母子手帳の 写し
疾病・ 障害・ 介護	疾病	入院		10	申立書 診断書
		居宅療養	医師の診断により育成できないと認められた場合	7	
	障害	身体障害者手帳（内部障害を除く。）、障害者手帳１・２級の判定を受けている場合又は療育手帳Aの判定を受けている場合		7	申立書 手帳の写し
		医師の診断により身体障害、知的障害及び精神障害のため育成できないと認められた場合		7	
	介護	要支援以上の認定を受けている場合		7	申立書 介護保険証 の写し
看護・ 介護	入院 付添	同居の親族(別居の親族であって、当該親族と同居し、かつ、付添が可能である親族のいないものを含む。)を午後２時以降に週４日以上付き添う場合		9	申立書 診断書の写し等
		別居の親族（当該親族と同居し、かつ、付添が可能である親族のいないものを除く。）を午後２時以降に週４日以上付き添う場合		5	
	介護等	同居の親族（別居の親族であって、当該親族と同居し、かつ、付添が可能である親族のいないものを含む。）に身体介護を行う場合。加入基準の判定については、同居の親族のうち介護を行う者１人のみを対象とする。		7	申立書 介護保険証 の写し、診 断書等
		別居の親族（当該親族と同居し、かつ、付添が可能である親族のいないものを除く。）に身体介護を行う場合		4	
		別居の親族に家事援助を行う場合		2	
	就学	高等学校、短期大学、大学、大学院及び高等専門学校に就学する場合		7	申立書 就学証明書 カリキュラ ム等
年間を通じ、国家資格（受験資格を含む。）取得のために就学する場合		7			
週３日以上、就労に必要な資格取得のために就学する場合		7			
虐待遺棄		児童相談所からの依頼による場合		10	意見書
災害		災害の場合（復旧にあたっている期間）		10	り災証明
公益性の高 い社会活動	４時間以上/日・12日以上/月・終業午後４時以降 （学校休業日等は、終業午後３時以降）		7	申立書	
	４時間以上/日・15日以上/月・終業午後３時以降 （学校休業日等は、終業午後１時以降）		6		

	4 時間以上/日・12 日以上/月・終業午後 3 時以降 (学校休業日等は、終業午後 1 時以降)	5	
その他	その他町長が必要と認めた場合	10	申立書

特記事項

- 1 複数の項目に該当する場合は、合計点数とする。
- 2 就労内定者は、就労後、就労証明書の提出を求める。
- 3 疾病、障害、看護及び介護による加入は、必要と認められる期間に限る。
- 4 公益性の高い社会活動とは、町及び町の委託・補助等を受けている団体の活動のうち、公共の利益に供する活動でこれらの団体に所属及び登録等をしており、その依頼又は斡旋等の活動や同内容を他の公共団体で行う活動とする。
- 5 確認書類のうち、源泉徴収票の写し、確定申告書の写し、母子手帳の写し（住民基本台帳で出生日が確認できる場合のみ。）、手帳の写し及び介護保険証の写しは、町が所有する住民税の課税資料等で確認できる場合は、同意書の提出により添付を省略することができる。

○選考順位

定員を超える申込みがあり選考が必要な場合は、同居の保護者等の点数を合算して得た数を当該同居の保護者等の数で除して得た数に、次の表に掲げる区分に応じて当該表に定める調整点を加えて得た点数の高い児童を優先する。ただし、同点の場合は、低い学年の児童を優先する。

区 分	調整点	確認書類等
母子・父子世帯（同居の保護者等がない場合）	＋ 4	
1 年生	＋10	
2 年生	＋ 8	
3 年生	＋ 6	
4 年生	＋ 4	
就労予定者	－ 1	就労証明書・申立書